

平成25年4月1日

各 位

大同生命保険株式会社  
代表取締役社長 喜田 哲弘

## 申込と告知で保障を開始する取扱の開始 ～ 第1回保険料の払込みを待たず保障が始まります ～

T&D保険グループの大同生命保険株式会社（社長 喜田 哲弘）は、お客さまの利便性の向上を目的に、お申込手続きの簡素化を検討してまいりましたが、平成25年4月1日（月）申込の契約より、申込と告知で保障を開始する取扱を始めます。

当取扱は、「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加することで、第1回保険料の払込みを待たずに申込日と健康状態に関する告知日のいずれか遅い日から保障を開始するものです。当取扱により、従来の取扱に比べ、保障の開始を早期化いたしました。

（従来は保障開始のためには、「申込書の提出」「健康状態に関する告知（診査）」「現金による第1回保険料の払込」の3つが必要でした。）

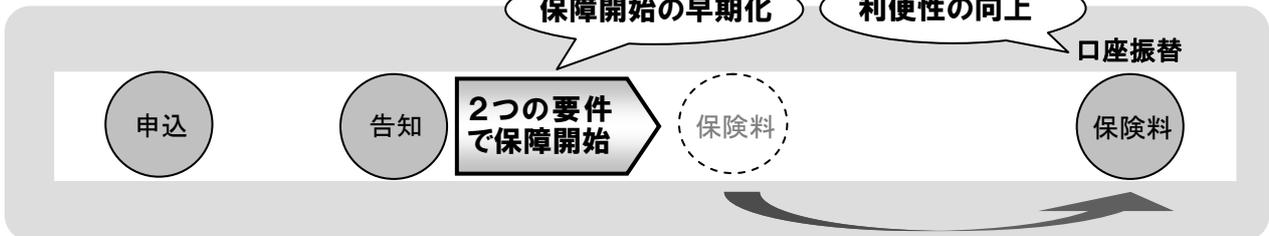
あわせて、第1回保険料から口座振替することにより、金融機関等での保険料の払込みを不要とし、現金をご用意いただくなどのお客さまのお手間を省くことを実現いたしました。

大同生命では、優れた商品・サービスのご提供を通じてお客さまに「最高の安心」と「最大の満足」をお届けする生命保険会社を目指して、引き続き取り組んでまいります。

### 【従来の取扱(月払の例)】



### 【新たな取扱(月払の例)】



※保険料払込猶予期間内に保険料の払込みがなされない場合、保険契約は不成立（無効）となります。

※「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」は、一部契約において取扱できない場合があります。

詳しくは、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」をご覧ください。